

吉田町図書館協議会委員の任命について — 任命根拠と運営方法 —

○図書館法

(図書館協議会)

- 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長）が任命する。
- 第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○吉田町立図書館設置条例

(図書館協議会)

- 第10条 法第14条の規定に基づき、吉田町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから任命する。
- (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 図書館の利用者
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は妨げない。

○吉田町図書館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉田町立図書館設置条例（平成10年吉田町条例第15号。以下「条例」という。）第10条の規定により設置された吉田町図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について館長の諮問に応じ、意見を述べる。

- (1) 図書館の運営に関すること。
- (2) 図書館奉仕に関すること。
- (3) その他図書館の利用促進に関すること。

(組織)

第3条 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会の会議は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、吉田町立図書館において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。